

循環型社会の更なる発展に寄与する情報の公開に関するガイドライン

1. 目的

このガイドラインは、公益財団法人自動車リサイクル促進センター（以下「本財団」という。）が保有する使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「自リ法」という。）に関する制度の運用の高度化に資する情報、並びに自動車のリサイクル及び適正処理の促進に資する情報は、原則として国民共有の財産であるという認識の下、循環型社会の更なる発展に寄与するものであることから、情報公開規程第12条の定め^{※1}を踏まえ、本財団における国民一般及び関係者^{※2}に対するこれらの情報公開の積極的推進に向けた基本的な考え方及び取組を示すものである。

※1 情報公開規程第12条（情報公開の総合的推進）

本財団は、業務に関する情報公開の総合的な推進を図るため、本財団の所有する情報が適時に、かつ、適切な方法で国民に明らかにされるよう、情報提供機能の強化等情報管理体制の整備に努めるとともに、公開請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

※2 関係者とは、次のとおり。

- ① 自リ法において責務が規定されている自動車製造業者等、関連事業者、自動車の所有者、国及び地方公共団体
- ② ①の者の関係団体その他循環型社会の更なる発展に寄与する活動を行う者

2. 対象となる情報

このガイドラインが対象とする情報は、上記1に掲げる本財団が保有する自リ法に関する制度の運用の高度化に資する情報、並びに自動車のリサイクル及び適正処理の促進に資する情報であって、循環型社会の更なる発展に寄与する情報、その他本財団が保有する環境に関する情報（以下単に「情報」という。）である。^{※3}

※3 情報公開規程第3条第1項において公開することが定められている情報については、同規程の定めに従う。ただし、同規程第3条第1項に定める情報以外の情報であって、このガイドラインが対象とする情報の公開は、このガイドラインが示すところによる。

3. 情報公開に対する取組姿勢

- (1) 本財団は、原則として情報は全て公開するよう努める。
- (2) 本財団は、循環型社会の更なる発展に寄与することを目的として、別紙「情報の質的特性」（以下「別紙」という。）に掲げる「提供責務性」を認識し、かつ、情報は、国民一般及び関係者の当該目的達成に向けた適切な意思決定を促す「目的適合性」を備えるべきものであることを意識した上で、自発的に情報の公開を推進し、また、国民一般及び関係者から情報の公開要請を受けた場合は、その要請に応じるよう努める。

4. 情報公開の推進及び情報管理の体制

- (1) 本財団は、情報公開を適切に行い、かつ、公開する情報の質を担保するため、情報公開の推進、並びに情報公開に関する国民一般及び関係者等からの問い合わせ対応等を行う部門を、広報・理解活動推進室に置く。
- (2) 本財団は、代表理事が別に定める情報公開の推進及び情報管理の体制に従って、情報公開の推進、情報公開の是非に係る意思決定、及びこれらの推進・決定等に伴う情報の取扱いに関するリスクの管理を行う。

5. 情報の公開方法

情報の公開は、情報の内容に応じて、本財団ホームページ等において一般の閲覧に供する方法、又は関係者へ個別に提供する方法によって行う。

6. 公開の対象外となる情報

次の情報は、原則として公開しない。

- (1) 本財団と他者との契約書、約款等の定めにより公開することができない情報。
- (2) 特定の者に不当な利益又は不利益を与える情報。
- (3) 本財団以外の法人、事業者等に関する情報であって、公開することにより、当該法人、事業者等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報。

7. 個人に関する情報の取扱い

個人に関する情報の公開は、個人情報保護に関する基本方針、個人情報の保護に関する法律及び関係法令の定めを遵守した上で行う。

8. 公開情報の利用に関する留意事項

(1) 公開情報の二次利用

本財団は、公開情報をその受信者が二次利用することを原則として認める。

(2) 第三者が著作権等の権利を有する情報の取扱い

第三者に委託した業務の成果物としての情報、第三者から提供された情報等であって、第三者が著作権等の権利を有する情報、及びこれらを含む情報については、本財団は、公開及び二次利用ができるように当該第三者と合意を得るように努める。

(3) 免責事項

公開情報の利用者、又は当該情報の加工若しくは二次利用した結果を利用した第三者に損害が生じた場合において、本財団は、理由の如何を問わず、その責は一切負わないものとする。

9. 情報の質的特性

本財団が公開する情報が備えるべき質的特性は別紙に掲げるとおりであり、本財団は、情報を公開するに当たっては、情報がこの質的特性を備えるよう努める。

10. 公開する情報の優先度

本財団は、公開する情報の優先度を判定するに当たっては、情報の循環型社会発展への貢献度を重視する。^{※4}

加えて、国民一般及び関係者への影響の大きさ（対象者数、環境負荷軽減効果等）も参考とする。

ただし、公開の実現性として、費用対効果、IT技術的難易度、他者保有情報の取込みの必要性等も考慮する。

※4 情報の循環型社会発展への貢献のポイント

- ① 国民一般及び関係者の循環型社会発展に寄与する行動を促すという観点からの貢献
- ② 国民一般及び自動車の所有者への循環型社会発展・自動車リサイクル制度の普及・啓発に寄与するという観点からの貢献

附則

1. このガイドラインの改廃は、事務局長が発議し、理事会が決議する。

平成29年3月6日 制定

別紙

情報の質的特性

受信者※への 配慮	情報の 質的特性	概要
本財団が主体的に 考えて対応すべき事項	提供責務性	法制度上の義務に加え、より広範囲に責務に類する 情報公開にも対応する。
	目的適合性	その情報の公開の意義を明確に認識し、それに適合 する合理的な構成で詳細情報を提供する。
	信頼性	情報を忠実に表現し、その根拠が受信者に理解でき るように提供する。
	適時性・適宜性	利用者の意思決定に間に合うタイミングで、公表す ることが望まれる。
本財団が受信 者の意向を踏 まえて対応す べき事項	取得容易性	受信者が、その欲する情報に容易に取得・接触しや すくなるよう配慮する。
	理解容易性	特別な専門知識がなくても理解できるように、表現 方法を工夫し、情報を簡潔かつ明瞭に提供する。
	比較容易性	他の事業者や別の時期等での情報を比較できるよう に提供する。
	検証可能性	情報の作成の方法や根拠等を明らかにし、第三者が 客観的に検証できるよう配慮する。

※ 受信者：公開情報を受信する国民一般及び関係者

以上